



れい わ ねん がつ  
令和8年3月

くにたちしふくしじむしょ  
国立市福祉事務所

achi

# せいかつふくし ～生活福祉だより～

みなさま 質問を受けることのおお ないよう について、「おたより」で定期的にご案内  
させていただきます。お気づきの点がございましたら、お気軽に担当員までご相談ください。

## 1. 「収入(無収入)申告書」の提出について

収入の有無にかかわらず、就労が可能な方は、原則として毎月申告が必要です。  
小額(1円単位)でも収入があった際は、必ず収入申告を行ってください。  
あわせて、添付資料(入金日のわかる書類、通帳のコピー)も一緒に提出くだ  
さい。

年金を受給していらっしゃる方は、6月頃に日本年金機構から令和8年度「年金額  
改定通知書」が届くため、そちらも忘れずに収入申告を行うようお願いします。

## 2. 「資産申告書」の提出について

令和3年度から、生活保護を受けている皆様に「資産申告書」の提出をお願い  
しております。世帯員それぞれ1枚ずつ提出してください。「預貯金」欄のご記  
入について、長年使っていない口座でも開設している口座すべてをご申告くだ  
さい。また預貯金情報把握のため通帳のコピーも添付ください。(詳細は、  
別紙1をご参照ください。)

## 3. 生活保護基準の改定について

毎年4月以降の保護費は、冬季加算(暖房費)がなくなります。また、年齢の区分  
などかわることで、保護費が変更になることがあります。ご不明な点がございま  
したら担当員までお問い合わせください。

## 4. 貯金について

家電・家具等の修理(又は買替え)や、突発的な出費に備えて、ご無理の無い範囲  
で生活保護費を月々貯金していただくことは問題ありません。

## 5. 担当ケースワーカーについて

令和2年度より地区割りによる担当制を廃止しております。担当員に変更がある場合には、4月に「担当員のお知らせ」を郵送いたしますので、ご確認をお願いいたします。

## 6. 「自立支援医療受給者証」「精神保健福祉手帳」をお持ちの方へ

「自立支援医療受給者証」、「精神保健福祉手帳」を更新された際には、等級変更の有無にかかわらず、写しを相談保護係へご提出ください。特に「精神保健福祉手帳」の等級が変更となった場合には、保護費の支給金額が変わる可能性がありますので、必ずご提出をお願いいたします。

## 7. 書類のダウンロードについて

主な申請書類（収入申告書、資産申告書、通院移送費申請書等）がダウンロードできます。国立市の公式ホームページをぜひご活用ください。



ホームページのQRコード

## 8. ごみ減量課からのお知らせ

国立市では、廃棄物処理手数料について減免があり、家庭用ごみ処理袋も一定枚数の無料交付が受けられます。お手続きをされたことがない方で交付を希望される方は、ごみ減量課にお問い合わせください。

（お問い合わせ先：042-576-2119）

### ☆次回 4/1（火）保護費支給日について

窓口払い、口座振込のいずれも午後1時以降の支払いになります。

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市福祉総務課相談保護係

（電話）042-576-2111 内線163・164